

ヤスパースにおけるドイツ人としての罪の問題

—第二次世界大戦中における—

松田幸子

はじめに

一九九五年は第二次世界大戦後五十年ということで、今まで戦争責任について、多くの人々によつて語られている。このような時、ヤスパース (Karl Jaspers 1883—1969) の戦争の罪についての考えを考察してみると有意義であろう。

— ナチスドイツとヤスパース

ヤスパースは第二次世界大戦中、ナチスドイツを率いたヒットラー政府（一九三三年誕生）の暴力——ユダヤ人など異民族への迫害、無謀で不法な侵略——に対し、何ひとつ積極的な反対行動をせず、むしろ臆病なほど慎重であった。すなわち著作活動の禁止を犯してまで、積極的に自分の信念を主張したり、偽装的にナチス活動や地下組織に入加入するということもせず、ただ人目につかないよう親しい友人に迄同様に用心深くあつたことでも証明される。

学問上の友人であつた哲学者ハイデガー (Martin Heidegger 1889—1976) が、フライブルク大学長として選出された（一九三三年）直後、ハイデルベルク大学の学生と教授達（ヤスパースもその

一人）を前にして講演したことである。その講演は形式上では見事なものであつたが、内容においてはナチズム的な大学刷新の基本政策であつた。その時のことをヤスパースは次のように述べている。

「私は途方に暮れたのだつた。一九三三年以前には、ハイデガーは彼のナチズム的傾向について私に何も聞かせてはくれなかつた。もし聞いていれば私としては彼と話し合うべきでもあつたであろう。……みずから熱狂的興奮に取憑かれたハイデガーを目の人あたりにして私はどうすることもできなかつた。私は彼に間違つた道の上にいるといふ」とは云わなかつた（『哲学的自叙伝』）

「彼はいつものように私の家に泊つた。私が彼の部居に昇つてゆき、彼の到達後に彼に歓迎の意を表そうとしたとき、私は云つた。今日は実際まるで一九一四年のようであり……。そして私は続けようとした。これは、群集異常心理であつて、この心理はあの一九一四年の頃にはせいぜい三ヶ月しか続かなかつたが……と。けれども私は口に出さなかつた。なぜなら私は、ハイデカーが感激興奮のあまり、すでに私の発言を全く別の意味に取つて賛成しようとするのを見たからであつた。……私は慎重にしたのだ。」（『ハイデガーリに関する覚え書き』）

ヤスパースが「用心深く」行動したのには理由があつたのである。実は妻ゲルトルートはユダヤ人であり、それゆえナチスドイツの政府より自分自身が脅かされる危険を感じていたからである。

事実、その後ヤスパースは、ヒットラー政府からユダヤ人の妻と離婚するか、それともハイデルベルク大学哲学の正教授職も著作活動もやめるかと迫られた時、ためらうことなく後者を選んだのである。その結果は、

一九三三年ハイデルベルク大学運営への参加からしめ出され、

一九三七年には教授職を奪われ恩給生活に入る、

一九三八年以後は、著作活動も禁止された。

ヤスパースは、祖国ドイツの中で今やもう二人を泊めてくれるホテルもないような状態の中で世の中からはみすてられながら妻ゲルトルートと共に一九四五年までの一二年間は忍耐を強いられたのである。ヤスパースにそのような状況に甘んじさせた理由は、妻との特別な連帯にあつた。すなわち、彼の哲学的著作は、

「一人を結びつける忠実さから生まれたものであり、妻の助力なしには実現しなかつたものである。」「その妻をナチスの暴力から守る事ができない場合は、自分も死なねばならぬ——このことは男性の純粹な品位に属することである。」(『運命と意志』)

「私の哲学は、なるほど概念的なものに関しては私が仕上げたものである。しかし哲学の実体に関しては、私の哲学は私たちのものである。ゲルトルートがいなかつたら、私の哲学の決定的な地点に到達できなかつたであらう。」(『運命と意志』)

事実ヤスパースの書くもの全てに、ゲルトルートは目を通していたのである。

ヤスパースは以上のような状況の中で、徹底した慎重さに基づき

ゲシュタポ（秘密国家警察）とナチ当局に対し用心を怠らず、弁明できないような言動は一切おこなわず無力な状態の中で生きのびたのである。それでもただ哲学的思索だけは止めなかつたヤスパースはある時、若い友人から質問された。

「なぜあなたはお書きになるのですか、だつて印刷される筈はないでしょ？」それに答えたヤスパースは陽気に云つた。「ひとにはわかりつこありません。書くことが私には楽しみなのです。書いていると考へていることが自分にはつきりしてくるのです。それに終りにもう一言いえば、ひよつとして将来革命でも起つた時、私は手ぶらで突立つていたくないのです。」(『哲学的自伝』)

やがてヤスパースの身の上に大きな転換が起つた。一九四五年四月、ハイデルベルクへアメリカ軍が入城して、ナチスからの解放が実現するとヤスパースは直ちに大学に復帰し大学の再建のために尽力した。しかしそれも長く続かず、ヤスパースが「大学の伝統的理念から生きている限り、人びとは私のもついろんな根拠に傾聴するものと期待していた」(『運命と意志』)ことに反して彼は徐々に周囲から拒否されることがふえるのを感じた。そして大学の新たな建設のために集つた友人達の中で彼は孤立したのである。

その後、ヤスパースは一九四八年にスイスのバーゼル大学からの招きに応じて同大学に移るのであるが、彼の戦後わずかのドイツ在住の間にハイデルベルク大学での講義をまとめたものが今回中心的に取り上げる『罪の問題』(Schuldfrage 1946) である。この本に關しては、同書のあとがき中でヤスパースは「私は、われわれドイツ人がわれわれの自覚のなかで、再びおのれに立ち返ることのできる清浄な空氣をつくり出そうと努力した。」と書いている。

二 ドイツ人の問題——これはお前らの罪だぞ——

「これはお前らの罪 (Schuld) だぞ」という言葉が書かれたプラカードが一九四五年の夏、第二次世界大戦直後のドイツの都市や農村に建てられた。それは誰の仕業かわからなかつたが、ヤスパースは、そのプラカードの言葉から二つの事柄を強く感じ取つたのである。

その一。民族全体としてのわれわれを断罪する世界の世論の現実があるということ (ヤスパースが、われわれと云う場合、言語、経歴、情勢、運命を通じて彼との間に連帶的な結びつきが感じられる人々のことを云う)。

その二。われわれ自身の狼狽

ヤスパースは、この言葉の中に「お前らは民族として下劣であり、犯罪性をもち、人間の屑で、他の民族とは別種のものだぞ」という意味を感じた。(『罪の問題』) しかしすべての個人をも集団とは、それ自体非人間的な行き過ぎがあると彼は反論する。

それにしても、ドイツ人は特に物事を冷静に考えるといわれるわれわれ自身は、そのプラカードの言葉を読み狼狽はかくせないであろうとヤスパースは考えたのである。そこでこの言葉に対し外部からの非難に答える意味でなく、われわれ自身の問題として自覚したヤスパースは『罪の問題』を書いたのである。

さて、次に『罪の問題』に書かれている内容について考察してみると、まずヤスパースはそこで罪の概念を四つに区分している。そしてその中で「形而上の罪」として取り扱われているものに、特に本論では注目したい。

四つの罪の区分

- | | |
|---------------------------------|---------------------------------|
| (1) 刑法上の罪——審判者は戦勝国で構成された裁判所である。 | (2) 政治上の罪——審判者は戦争の勝利者の権力と意志である。 |
| (3) 道徳上の罪——審判者は自己の良心である。(良心の声) | (4) 形而上の罪——審判者は神だけである。(神の声) |
- ヤスパースはナチスドイツ時代のドイツ人の罪を、この四つの罪の区分に当てはめて、次のように述べている。

a ドイツ人の刑法上の罪

戦争以前はドイツ国内で、戦争中は世界の至るところで、ナチス政権の犯した罪は明白である。一九一四年の第一次大戦とは全く事情が異なり、一九三九からの第二次世界大戦では、ナチス政権が、計画的に戦争を準備し、他から挑発なしに戦端を開いたことは疑う余地がない。

その上今日では、世界史上全く新しい戦勝国が裁判を構成して、その犯罪を扱っている。それはニュルンベルク裁判である。

ニュルンベルクの裁判（一九四五～四六年）

ナチスドイツの戦争責任と戦争犯罪を追求するためドイツの古都、ニュルンベルクで行われた戦勝国アメリカ、イギリス、フランス、ソ連によつて行われた国際軍事裁判

内容

- ①以下の④までの犯罪を行うための共同計画、謀議への参加。
 - ②侵略戦争の計画、準備、開始、遂行への参加。
 - ③戦争法規、慣例に違反する戦争犯罪への参加。
 - ④平和的人民に対する非人道的行為、迫害への関与。
- これら四つの訴因についての審理。

この法廷に立たされているのは、ドイツ民族ではなく、犯罪者として告訴された個人としてのドイツ人である。ナチス政権の指導者全員であり、しかも一括して容疑者が告訴されるのではなく、特定の犯罪について告訴された。

b ドイツ人の政治上の罪

ナチスドイツ時代もわれわれは政府によつて国家の国民であつた。自國が犯した行為に対し、国民が一人ひとり一部の責任は引き受けなければならない。近代国家においては、選挙の時の投票または棄権を通して誰もが政治行動しているからである。それゆえ、政治的に問われる責任というものは国民全体が回避できない。近代国家に於ては「局外に立つ」ということがないからである。例えば災厄を予見し警告もしたとしても、そこから何も行動を起こさずに居た人には政治的罪がある。逆に政治に没交渉だつたという人々も、国家の秩序によつて生活していた以上は政治的罪がある。

c ドイツ人の道徳上の罪

道徳上の罪は、良心と悔悟を素直に受け入れるすべての人々に成立する。具体的に次の通りである。

○仮面をかぶつて生きる事で、戦争中生きながらえようと望んだ人々。例えば秘密警察の威嚇を恐れて、心にもなくヒットラー政権に従うよう偽装した人々である。その偽装が道徳的良心の重荷となる。

○良心の錯覚のために生じた罪。例えば眞の祖国への義務と錯覚して、ヒットラー政権に盲従した人々は、その錯覚に気がついた時良心の罪を感じる。国家が眞のドイツの本質を破壊した時には、も

はやわが祖国ではないのである。

○ナチズムにもやはり善い所があるとは認めた態度をとつた人々にも道徳上の罪がある。二つに一つと云う徹底的な裁断よりほかには真理はないのである。

○危険に脅かされる人々を保護するとか、不法をやわらげるとか、ナチズムに反撥するとかの、能動的な態度に出なかつた人々には、怠慢による道徳上の罪がある。

○付和雷同した人々にも道徳上の罪がある。冷静に状況判断することを怠つたことに対する罪である。

d ドイツ人の形而上の罪

道徳上からは私が自分の生命を危険に曝す義務が生まれるのは、私が現実の世界の中でなんらかの目標を実現しようとする場合だけである。従つて道徳上の義務には、絶対のがれられないような破滅を要求することはない。それとは違い、形而上的な罪とは、いやしくも人間との人間としての絶対的連帯性が要求されるところに成り立つものである。道徳的義務より更に厳しい要求を出すのが形而上的情な人間の義務である。不法や犯罪が行われている所に居合わせて、そして他の人間が殺されても今なお私が生きながらえている場合には、私がまだ生きているということが罪なのだとということを私に知らせる声が心に聞えるのである。ヤスパースはそれを神の声といふ。ヤスパースによれば、良心の声と神の声は同一ではない。それを具体的にいうならば次のようなものとなる。

一九三四年 ユダヤ人が略奪、追放、殺害をこうむつたことによつて政府の犯罪が公然と表面に出たとき。

一九三八年 ドイツ全土にわたつてユダヤ人の神殿、教会堂が焼

け落ちたとき。

その時、ドイツ国内では政府に反抗してみずから死を選んだ人やそのために殺された者は幾千人といふ。その状況の中でわれわれ生き残つたものは、死を選ばなかつたのである。われわれが死んでみたところでどうなるものでもないと理屈をつけて生きながらえる道を選んだのである。このようにして生きながらえている事が形而上の罪なのである。いかに理屈をつけてみても、生きながらえている

という事は神の裁きの前には効力がないのであるから。

以上のようなヤスパースの『罪の問題』からみて、ナチスドイツ時代に生きていた大人は例外なしになんらかの罪をもつことは明らかである。第一章で考察したように、ナチスドイツ時代に、何一つ積極的な反対行動をせずに、むしろ臆病なほど慎重であつたヤスパースもその例外ではない。

彼はたとえ刑法上の罪はないとしても政治上の罪、道徳上の罪、形而上の罪はドイツ人として引き受けるべきと考えている。

第二章の考察で明らかになつた事は、ヤスパースの『罪の問題』には四つの罪の区別があり、その中には、極めて哲学的な意味を含む形而上の罪も含まれてゐることである。その哲学的意味を更に考察するために、彼の罪論の背後にある哲学的思想を問題にして第三章で取り上げることにする。

それは、ヤスパースの思想の理解のための重要な概念といわれている「限界状況」のことである。ヤスパースは、限界状況を論じてゐる中で *Schuld*（罪、咎、負目）を個々の限界状況の一つとしてあげているからである。彼の限界状況論の出発点は『世界観の心理学』であり、そのうちの「個別的限界状況」において負目（*Schuld*）は闘争（*Kampf*）、死（*Tod*）、偶然（*Zufall*）と並んで限界状況に

数えられている。それに続いて『哲学』においても、負目は死、苦惱（Leiden）、闘争と並んで限界状況である。先の「形而上の罪」の概念は、この「負目」の概念と同一なものとヤスパースは考へていると思われる。そのことなどは明瞭になる。

三 限界状況論

a 限界状況の意味

ヤスパース哲学にあつて最も特徴的であり、重要な思想の一つは限界状況（Grenzsituation）の思想である。彼の説明によれば限界状況とは次のようなものである。

「私がつねに状況の中にあるという状況、闘争と苦惱なしには生きない状況、負目を不可避的にひきうけざるを得ず、死なねばならぬという状況を、私は限界状況と名づける」「われわれがぶつかって挫折するところの壁のようなものである」（『哲学』）

また次のようにもいわれる。

「私共はいろんな状況のうちに生きている……私は自らの努力によつてその状況を変化させることができるものもある。しかし死なねばならないとか、私は悩まねばならないとか、私は偶然の手に委ねられているとか、或いは私は不可避的に罪に纏縛しているとかいうように、たとえ状況が一時的な現象が変化したり、状況の圧力が表面に現われなかつたりすることがあつても、その本質において変化しないところの状況というものがある。」（『哲学入門』）

すなわち、限界状況とは、われわれ人間によつては変更できないものである。それはまた知的に全体を概観したり、他のものから説明したりできないものであり、ただ個人個人によつて体験されるべきものである。先の説明の中で、限界状況の一つに「負目」があげ

られていることには注目したおきたい。

次に『哲学』で限界状況が問題にされている意味について注目したい。それは、ただ主体的に生きる個々人自身によつて体験的に明らかにされるようなものとして示されている。すなわちわれわれが単なる現実の世界と自己とに満足することなく、本来的な主体的自己に到達すべきであるという見地からこの限界状況を問題にしているのである。更に云うなら本来的自己たる実存への道を示し、実存の自覚を訴えるという点に限界状況の叙述の重点がおかれている。

従つてヤスパースは「目を見開いて限界状況へと踏み入ることによつて、われわれは、われわれ自身となる」(『哲学』)とも述べている。最後に注目しておきたい事は、限界状況とは実存にとつてのみ特徴的なものであり、その「限界」とは、限界の中に、限界をこえ出たものがあるということである。それを、限界の内にあるものには超越者としか規定できないものである。

限界状況の概念に関してはこの三点に注目しておき、次に個々の限界状況の一つである負目について取り上げることにする。

b 負目の意味

「負目」とはどのようなものかとの問い合わせに対し、ヤスパースは、「個々の人間の行為や生き方だけに限られるのではなく、われわれ一人ひとりの所属している全体のなかでの人間存在に関係がある」と答えていた。彼は人間すべて連帶であると述べ、人間は人間としてのその絶対的な連帯性を守らなければならないと述べている。例えば「悪が起こった場合、私の生命を犠牲にしてまでも、その悪を阻止するために、私にできるだけのことを行なわない時に

は、その悪について私は負目がある。」すなわち「人間は誰でも世の中で起ころる一切のことに対する罪を免れないものである。」以上は『真理について』の中で「負目」の意味についてヤスパースが述べていることであるが、まさにこれは先に「形而上の罪」について彼が述べていることと同一である。ゆえに二つの概念は同一と考えられる。

そのヤスパースが『真理について』の中で更に負目について次のよう広義と狭義とに区別している。

広義の負目とは現存在それ自体にあるということである。インド思想の一歩ごとに一呼吸ごとに私は微細な生物を滅ぼしているというように、私が何かを行つても行わなくとも、他のものの現存在に影響を及ぼしているということである。

また何か行為する場合と同様に損害を受ける場合にも、私は現存在の負目に陥っている。例えば特定の現存在は、その素姓によつて負目があるとか、それぞれの特定の性格はかくあることという負目である。すなわち、このような性格それ自体が一つの運命なのである。

狭義の負目は、私の特定の行動として行うところの自由な行動にある。それはまたほかの仕方であり得た行動についてである。

同じように行動に関する負目とはいっても悲劇的と呼ばれるものもある。それは人間は正しく眞実に行動していても負目を免れぬ時もある。

例えばギリシア悲劇のオイディップスの場合である。神託によつて予言された悪行——父を殺し母と結婚すること——を犯さないためにできる限りのことをなした。彼は自分両親とみなざるをえない人々(実は養父母)のいる国土を避ける。その後或る他国で、彼は

知らずに自分の実の父を殺し、自分の母と結婚する。それらは何一つとして、オイディップスが故意に行つたのではない。それ故に照らしても彼に負目はない。しかし彼は、それを負目として我が身に引き受け、自分の両眼を自らえぐりとる。眞実を見ることが出来なかつたのだから、今後は闇を見るべきであるという理由からである。

以上のような負目の意味の区分とは別に、ヤスパースは『哲学』では限界状況としての負目を、どのように引き受けるかについても述べている。

c 負目の自覚と本來的自己たる実存への道

ヤスパースは、限界状況を限界状況とし感得し、それに対処することによってのみ、現存在にあつて可能的実存であるところの人間は現実に実存するとされると述べている。それはすなわち状況の一

つである負目の自覚は実存への道ということである。
ところで現存在としてのわれわれは、限界状況の前に目を閉ざすことによつてのみ、それらを回避することができる。すなわち、「ともかくできたことで仕方がない。それはどうしても変更することができない。あるがままの現存在に対して私は責任がない。」このことが負目を不可避なものにするとしてもそれは私の負目でない。そうすると負目が私に覆いかぶさるかどうかはどうでもよいことだ。それというのは、私は原理上負目があるといつても、それは私の負目であるというわけではないからだ」（『哲学』）といつて、

限界状況である負目を隠蔽することもできる。ヤスパースによればこのように限界状況を回避するところでは、もはや限界状況としての真の意味を失い、三のaで注目しておいた意味で、われわれが限

界状況へ踏み入ることによつて、本來的自己にすなわち実存になる事が不可能になるのである。

限界状況はそれ自身として、いわば客体的に確立して存続している状況ではなくて、われわれの主体的な態度のあり方に応じて限界状況としての意味をもつたり失つたりするのである。そしてそのような限界状況を主体的に限界状況として体験しつつ、人は本來的自己たる実存になるのであると『哲学』の中でヤスパースは強調している。

おわりに

ヤスパースが「形而上の罪」を論じている背後には、以上考査してきたような限界状況論（特に負目の概念）があつた事が明らかになつた。従つて彼の説く「罪の清めの道」もまた当然限界状況論に深いかかわりを持つてゐる。

ヤスパースは、ドイツ人は罪の深みから出てくる清めの道を抜きにしては、いかなる真理をも実現することができないとし、次のように述べている。

「罪の清めの道」は、まずつぐないを意味している。それはヒットラードイツの攻撃した諸民族に対して、法的に定められた形式に従つて破壊の一部を建て直す努力をすることである。

しかしそれだけでは清めが済むわけではない。われわれドイツ人は罪を明らかにし、罪の意識をもつて、同時に新たな生き方を生きる上での種々の可能性を真剣に明らかにすべきである。それはすな

わち、ドイツ人はおのれの分限をわきあえるべしであるといふことである。超越者たる神を前にした内面的な行動を通して、われわれ人間性の有限性と不完全性を意識しつつ、謙虚さと節度をわれわれの本質として生きるべきである。このようにして、われわれは権力意欲をもたず、愛のこもった戦いを通して、真なるものの論議を進め、真なるものにおいて、お互に結びつくように努力すべきである。

右のようにヤスパースが「清めの道」として述べている内容は、実は「限界状況を前にして実存（本来的自己）を自己覚する」という彼の論述と同じことがわかる。

彼によれば、人間は人間の限界に直面して、自己には関しては謙虚であるがゆるを得ない。己の限界を前にしての謙虚こそ己を超えて己を限界づける超越者たる神への志向を可能にするのである。従つて彼の述べる「清めの道」とは実は実存への道と考えられる。ヤスパースが「清めの道」として、いいたい事は、目を見開いて、われわれのおかれている状況（負目）を見ることによって、本来のドイツ人となるうではないか!! という己とと考えられる。

ヤスパースが『罪の問題』で論じたかったのは、それぞれ種類別にはつきりと認識された罪を引き受けることこそ、人間としての尊厳への道であり、罪の意識が真におのれの意識となつていれば、間違つた不公正なドイツ人への非難には平然として堪えられるであろうという思いである。罪の問題は真にドイツ魂の死活問題として取扱われている。

ヤスパースは彼の恋人にして妻ともなつたゲルトルートとの交わりを通じて、ゲルトルートのユダヤ人であつたために置かれた宿命と

もいうべき状況を知り、そして共感した。それが後年、彼の限界状況の思想を導いた一つの原因といわれる。そしてゲルトルートと共に、ナチスドイツ時代を臆病なほどに用心深く生きた。その経験があつて、ドイツ人の問題として『罪の問題』を書いたのである。この罪の問題を論じているヤスパースの言葉の背後にある、言葉にならない悲痛なまでの人間愛を私は感じる。

参考文献

Philosophie 1932——Karl Jaspers

Schuldfrage 1946——Karl Jaspers

Von der Wahrheit 1947——Karl Jaspers

Einführung in die Philosophie 1950——Karl Jaspers

Schicksal und Wille 1967——Karl Jaspers

ハイデッガー＝ヤスパース往復書簡

W・ビーメル／H・ザーナー編 渡辺一郎訳 名古屋大学出版

理性と愛と象徴—真理について ヤスパース著

小倉志祥・松田幸子訳 理想社